

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- 津波により壊滅的な被害を受けた農地の復旧と農業の復興を図るため、山田町一体が一つの農場として機能する「山田町一農場」構想を基本とした効率的な農業の確立、農業の担い手の育成及び農業経営の改善を目指す。
- 山田町における基幹作物として米・畜産物の生産を推進するとともに、きゅうり、レタス、雨よけほうれんそう、ピーマン、りんどう等多くの品目を導入する複合経営による生産性の高い集約的農業を促進し、その生産団地化を目指す。
- 津波により被災した農地（約38haのうち32ha）や農業用施設については、農地等災害復旧事業（県事業）や農用地災害復旧関連区画整理事業（県事業）により早期復旧に取り組み、営農再開を支援するとともに担い手の確保及び育成を進め、農業の再生及び振興を図る。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- 山田町における基幹作物としての米・畜産物と、きゅうり、レタス、雨よけほうれんそう、ピーマン等の野菜や、りんどう、小菊等の花きによる高収益作物を組み合わせた複合経営を推進し農業経営の改善を図る。
- 経営再開マスタープランに基づき、集落の中心となる経営体の育成に努め、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業（県事業）等により、生産組合の設備導入に対し、支援を図るとともに農地中間管理機構の活用を検討する。
- 被災した農地（約38haのうち32ha）及び被災農地と一体的な整備が必要な農地（40ha）においては、農地等災害復旧事業（県事業）及び農用地災害復旧関連区画整理事業（県事業）を活用し、大沢地区（4ha）、織笠地区（17ha）、大浦・小谷鳥地区（11ha）及び豊間根地区（40ha）のほ場整備を実施し、それぞれ区画整理と農地の集約化を図る。
- 津波により個人所有の乾燥調製施設の大半が流失し、被災農業者の大半が自己での新たな設備投資が困難な状況にある。また、農業従事者の高齢化や後継者不足の進行等により、低利用農地や耕作放棄地が漸増していたものが、今回の震災を機に営農意欲の減退が加速化し、地域農業の振興が停滞することが懸念されている。
このことから、被災地域農業復興総合支援事業（県事業）を活用し、収穫後の乾燥調製、収摺等を行う出荷調整施設（ミニライスセンター）の整備、トラクターや汎用コンバイン等の農作業機械を保有する農作業機械施設（農業機械センター）等の整備を行うことにより、経営再開マスタープランに基づく、営農再開の支援、意欲ある経営体の育成・確保を図るほか、地域の実状に応じて遊休農地を活用した転作作物の導入や個別に農業機械を有しない合理的な農業の確立を図る。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)

- 津波による被害を受けた沿岸部の農地（32ha）及び被災農地と一体的な整備が必要な農地（40ha）については、農地等災害復旧事業（県事業）及び農用地災害復旧関連区画整理事業（県事業）の実施により、優良農地として確保する。
- 住宅地や事業用地への農地転用は必要最小限とし、農用地区域や第1種農地等は今後も優良農地として確保する。
- 復興整備計画区域内の農用地区域以外の農地については、積極的に農用地区域に編入することにより、優良農地の確保を図る。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- 意欲ある担い手への農地の利用集積を進め、遊休農地を活用した転作作物の導入、米・畜産物の基幹作物と、きゅうり、レタス、雨よけほうれんそう、ピーマン等の野菜やりんどう、小菊等花きの高収益作物の導入を推進する。
- 防災集団移転促進事業等に伴う河川沿いや海岸付近などの移転元については、農地整備に向けた調査を行い、新たな農地の配置を検討する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

図面 記号	地区名	復興整備事業の 種 類	土地の主 な用途の 種類	面 積				事業主体	施 工 予 定 年 度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
				う ち 農 地 面 積	う ち 農 振 地 域 面 積	う ち 農 用 地 区 域 面 積	0.3ha					
(13)-A	大沢地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	19.5ha	0.8ha	1.8ha	0.3ha	山田町	H24～H27	455人 (157世帯) 475人 (164世帯)	都市計画 区域内外	移転元：11.3ha 都市計画区域内外、 455人（157世帯） 移転跡地：漁業関連施 設用地、防潮堤用地
				19.4ha	0.7ha	1.7ha						
				0.3ha	0ha	0ha	0ha					
				0.4ha	0.1ha	0ha	0ha					
				13.4ha	0ha	0ha	0ha					
				2.6ha	0ha	0ha	0ha					
				1.0ha	0ha	0ha	0ha					
				0.3ha	0.3ha	0.3ha	0.3ha					
0.8ha	0.4ha	0.8ha										
	0.7ha	0.3ha	0.7ha	0ha								
	0.7ha	0ha	0.7ha	0ha								
計				19.5ha 19.4ha	0.8ha 0.7ha	1.8ha 1.7ha	0.3ha		455人 (157世帯) 475人 (164世帯)			

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
(2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
(3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
(4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
(5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：大沢地区

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関連施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施工年度	復興整備事業の施工区域に含まれる受益地・施設		施策の種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・施設等	施工状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水・排水については、従前の機能を損なうことのないかたちで住宅等の団地整備を行うとともに、必要に応じて代替整備を行うなど、耕作に影響を与えないように整備する。 ・汚水排水は漁業集落排水施設に接続することにより処理する。また、雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。 ・耕作用道路については、必要に応じて付替えを行い、耕作に影響を与えないように措置する。 ・法面保護等を行いながら事業を適切に実施することにより、土砂の流出・崩壊を防止する。 									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の予定									
事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。									

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。